

平成29年度

新庄市除雪管理システム導入業務委託

公募型プロポーザル募集要綱及び仕様書

募集要綱・・・・・・・・・・1P～7P

仕様書・・・・・・・・・・8P～17P

山形県新庄市

平成29年6月

1. 目的

本業務は、除雪車両に携行したGPS端末を用いて、除雪車両の作業状況管理及び除雪費用の算出ができるシステムの構築を行い除雪業務の効率化・適正化を目指すものである。

また、冬期間、除雪車の位置情報をリアルタイムで把握することができ、市民からの問い合わせに適切に対応できることや、インターネットを通じて除雪状況を市民に公開することによって、市民サービスの向上に資することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名

「平成29年度 新庄市除雪管理システム導入業務委託」

(2) 事業内容

本書要綱及び仕様書のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の提案内容に応じて変更する場合がある。

(3) 事業期間（契約期間）

契約締結日～平成30年3月20日

システム導入期間は平成29年10月31日までとするが、導入初年度により不具合や修正等が発生することが想定される為、事業期間を平成30年3月20日までとする。

(4) 選定方法

本プロポーザルは、公募型により行う。本プロポーザルは、与えられた条件下において提案者の考え方や具体的な準備、運営に関する実力等を「提案」を持って評価し、委託業者を選定するものであり、本業務の運営については、必ずしも当該契約者の提案どおりに実施するものではない。

(5) 事業費（参考見積上限額）

総額 16,974,400円（消費税及び地方消費税を含む）

システム導入費及びGPS端末通信費含むものとする。

ただし、参考見積書の金額が、事業に要する費用（事業費）を超過した場合は失格とする。

3. 担当課（書類提出先）

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市役所 都市整備課 道路維持管理室

電話番号0233-22-2111（内線532）FAX0233-22-2673

Mail toshiseibi@city.shinjo.yamagata.jp

4. 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から特定通知の日までの期間、新庄市建設工事請負業者指名停止要綱（平成15年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 過去に東北管内における地自治体から本業務の内容と同種の業務の委託実績を有する者であること。
- (7) 山形県内において本社、支店又は営業所を有していること。

5. 実施スケジュール予定

内 容	日 程
公募開始	平成29年7月12日（水）
参加申込書受付	平成29年7月12日（水）～平成29年7月18日（火）
参加資格確認通知書	平成29年7月19日（水）
質問書受付	平成29年7月20日（木）～平成29年7月25日（火）
質問回答書	平成29年7月26日（水）
企画提案書受付	平成29年7月27日（木）～平成29年8月2日（水）
プレゼンテーション実施予定日	平成29年8月7日（月）
審査結果通知	平成29年8月8日（火）
契約締結	平成29年8月10日（木）

6. 参加申込書手続き

- (1) 募集要項等の配布

参加手続きに必要な書類等の交付は、平日8：30～17：15まで、新庄市都市整備課道路維持管理室にて行うものとする。また、ホームページにも掲載するものとする。

① 交付資料

ア 「平成29年度 新庄市除雪管理システム導入業務委託 公募型プロポーザル
募集要綱及び仕様書」 (本書)

イ 「様式」

ウ 「試走位置図」

(2) 資料の閲覧

参考見積書作成において必要な資料については窓口で閲覧できるものとする。

① 閲覧箇所

新庄市都市整備課内

② 閲覧資料

「平成28年度 新庄市除雪路線網図」

(3) 提出書類

①提出書類

ア 参加申込書 (様式1)

イ 事業者の概要 (様式2)

ウ 業務実績調書 (様式3)

エ 業務実施体制 (様式4)

オ 総括責任者、担当者の従事業務調書 (様式5)

カ 誓約書 (様式6)

③ 提出期間

平成29年7月12日 (水) から7月18日 (火) 17時15分まで必着

③提出方法

郵送 (簡易書留による) または持参。

持参の場合は、平日8:30~17:15まで受け付けるものとする。

(※FAX及び電子メールによる提出は、受け付けないものとする。)

④提出先

上記「3. 担当課」まで

7. 参加資格確認通知書

上記「6. 参加申込書手続き」で受理した書類より参加資格の確認を行い、参加資格確認通知書により結果を通知する。

(1) 通知日

平成29年7月19日 (水)

(2) 非参加資格で説明を求める場合

参加資格が無いと認められた申請者は、参加資格確認通知書の通知日から起算

して7日以内に、本市に対して文書（任意様式）にて参加資格の無い理由について説明を求めることができる。

8. 質問書の受付及び回答

(1) 提出期限

平成29年7月25日（火）

(2) 提出方法

上記「7. 参加資格確認通知書」により参加資格を有する者の質問のみを受付するものとする。別添の質問書(様式7)により、電子メール又はFAXにて提出すること。確認の為、必ず送信後に上記「3. 担当課」へ電話連絡すること。

(3) 提出先

上記「3. 担当課」まで

(4) 回答日

平成29年7月26日（水）

(5) 回答方法

質問者に電子メールにて回答。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式8）

仕様書の目的・業務内容を踏まえ、次のア～サに従い業務を遂行するための具体的な手法を簡潔に記載すること。

企画提案書はA4サイズ・縦型・横書き・左綴じで、30ページ以内両面印刷とする。

ア 業務実施方針

本市の特性や地域性を踏まえ実施方針について記述すること。

イ プロジェクト管理

品質管理、進捗管理、リスク管理等について記述すること。

ウ その他特記事項

業務実施にあたりその他特記事項について記述すること。

エ システムの概要・構成

システムについての概要・全体的な構成について記述すること。

オ システムの機能

システムの機能について、仕様書、チェックシートを踏まえ記述すること。

カ 公開用システム

レイアウト、操作性を意識した内容について記述すること。

キ 除雪路線データ作成

データ作成手法について記述すること。

ク GPS端末導入

GPS端末について仕様を記述すること。また、「試走位置図」の経路を時速約10kmで走行した軌跡が確認できること。端末の補償や通信費用についても記述すること。

ケ クラウド環境構築

データセンターのセキュリティ対策、容量、品質・性能等について記述すること。

コ システム運用支援

システム保守、障害対応等のシステム運用支援内容について記述すること。

サ 独自提案事項

本市に役立つと考えられる独自提案があればそれを記載すること。独自提案は見積の範囲内で記載すること。

② 業務推進スケジュール（様式9）

③ システム機能チェックシート（様式10）

システム機能チェックシートの対応欄に、対応可「○」、対応不可「×」を記入すること。

④ 参考見積書（様式11）

本業務の参考見積価格について、導入初年度及び保守点検の次年度以降の4年間を記載すること。GPS端末通信費用も含めた価格とする。また、内訳については任意様式とする。

(2) 提出部数 正本1部、副本10部

(3) 提出期限

平成29年8月 2日（水） 17時15分必着

(4) 提出方法

郵送（簡易書留による）又は持参。

持参の場合は、平日8：30から17：15まで受け付けるものとする。

（※FAX及び電子メールによる提出は、受け付けないものとする。）

(5) 提出先

上記「3. 担当課」まで

10. プレゼンテーション審査

(1) 実施予定日

平成29年8月 7日（月）

(2) 場所

本市が指定する場所（詳細は参加者に対して別途通知する。）

(3) 実施方法

1者あたりの時間は、60分以内とする。

（プレゼンテーション30分、質疑応答10分、準備10分、撤去10分）

(4) 参加人数

1社あたりの参加人数は5名以内とする。

(5) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションでは、9①での提案について、システム画面等により説明を行うこととする。企画提案書に掲載の無い内容を当日追加で説明はできない。

(6) 使用機器

プレゼンテーションで使用するパソコン、プロジェクター、スクリーン等の全ての機器については、提案者で準備すること。

(7) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番については、企画提案書の提出順とする。又、公平性を確保する為、提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴できない。

1 1. 審査方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容審査及びプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、市で設置する審査委員会での内容を精査し、総合的に評価のうえ、最優秀提案者を決定するものとする。

(2) 審査基準

審査にあたっては審査委員の下記の審査項目による採点とプレゼンテーション及びヒアリングの評価により、審査委員会において審議、協議し、最優秀提案者を決定するものである。

評 価 項 目

- ① 企画提案書 プレゼンテーション及びヒアリング
- ② 参考見積書
- ③ 業務実績等
- ④ システム機能チェックシート

(3) 審査結果の通知

審査結果を書面により、全ての提案者に通知する。なお、選考経過については非公開とし、審査結果に対する異議申立は一切受け付けない。

(4) 審査結果通知日

平成29年8月 8日（火）

1 2. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他、審査委員会が不適格と認めた場合

1 3. 契約の締結

選定された者と随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、選定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

1 4. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと、本業務委託以外に無断で使用しないものとする。
- (4) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る全ての費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制（様式5）」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定するものとする。

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、新庄市（以下「発注者」と言う）が、実施する「新庄市除雪管理システム導入業務委託」（以下「本業務」という）について適用され、受注者が履行しなければならない一般的事項を定めたものである。

(受注者の義務)

第2条 受注者は、契約の履行にあたっては、本業務の意図および目的を十分に理解したうえで、本業務を実施しなければならない。

(準拠する法令等)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下に記載する関係法令等に準拠して行うこと。

- (1) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
- (2) 新庄市個人情報保護条例
- (3) 新庄市財務規則
- (4) 新庄市暴力団排除条例
- (5) 著作権法
- (6) その他の関係法令及び通達、条例・例規並びに諸規則等

(作業計画等)

第4条 受注者は本業務の実施にあたり、次の書類を提出し発注者の承認を得なければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 主任技術者届
- (3) 業務工程表
- (4) 業務着手届
- (5) その他発注者が指示する書類

(配置技術者)

第5条 本業務を担当する主任技術者は、除雪に関わるシステムに精通し、業務全体の管理者として円滑に業務を推進できる者を選任すること。

(業務管理)

第6条 本業務が遅延なく円滑に遂行するために、受注者は原則として月1回は進捗報告

会議を実施すること。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、本業務の履行上知り得た事項を、第三者に漏洩してはならない。

(損害賠償)

第8条 受注者は本業務中に第三者に損害を与えた場合、第三者から損害を受けた場合については全て受注者の責任において処理解決することとする。

(業務完了確認)

第9条 受注者は社内での十分なテストを行った上で、発注者の担当職員による検査を受けること。受注者は検査に先立ち、システムに備えられている機能リストを発注者に提出し、発注者はそのリストに基づき検査を行う。

(成果品の検査および手直し)

第10条 受注者は、導入期間の平成29年10月31日から2週間以内に成果品および必要な資料を提出し、発注者の中間検査を受けることとする。ただし、出来形払いは行わない。業務完了時に業務完了報告書を提出し完了検査を受けた結果、不備な点は指示に従い、ただちに訂正しなければならない。

成果品の受渡し後においても、明らかに受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、受注者は速やかに訂正し、補足その他の措置を行わなければならない。

(成果品の帰属)

第11条 本業務によって作成された成果品は発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく成果品を第三者に複写、公表、貸与および使用してはならない。ただし、本業務着手以前に受注者または著作権保有者が保有すると発注者の確認が得られる著作物においては、著作権は、その著作権の保有者に留保され、発注者はその一部使用権および使用許諾をもって使用するものとする。

(参考文献等の明記)

第12条 成果品に文献資料を引用する際は、著作権侵害等の問題を起こさないよう、しるべき処理をしたうえで、その文献、資料等の名称を明記しなければならない。

(貸与資料)

第13条 発注者は、本業務で必要と認められた以下の資料を貸与し、受注者は借用書を

提出した上で、責任をもって保管しなければならない。また、受注者は作業完了後、速やかにこれを返却すること。

- (1) 登録除雪車両一覧
- (2) 登録除雪車両毎の除雪対象路線一覧
- (3) 除雪業者リスト
- (4) 除雪路線網図
- (5) 雪寒道路指定調書
- (6) その他発注者が所有し必要とされる資料

(業務概要)

第14条 本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

システム構築

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 除雪管理システム構築 | 1 式 |
| (2) 除雪路線データ作成 | 266 k m (市道 224 k m 生活道路 42 k m) |
| (3) G P S 端末等導入 | 1 式 |
| (4) クラウド環境構築 | 1 式 |
| (5) システム運用支援 | 1 式 |

運用業務

- (1) 操作説明書作成
- (2) 職員及びオペレーター研修
- (3) 試験運用

第2章 業務内容

・ 除雪管理システム構築

(計画準備・管理)

第15条 本業務着手前に作業の方法，要員，日程，導入する主要な機器等について工程別に検討した上で，適切な作業計画の立案を行うものとする。

(打合せ協議)

第16条 本業務の実施にあたって適正かつ円滑に履行するため、発注者と受注者とは常に密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認すること。打合せは初回、中間、成果品納入時に行うものとする。

受注者は発注者との打合せを行った場合、または電話・電子メール等で協議を行った場合は、その都度打合せ記録簿を作成し、担当職員へ提出すること。

(除雪業務管理機能)

第17条 除雪業務管理機能は、以下のとおりとする。

- (1) 稼働日、機械、作業区分ごとに作業実績が閲覧・印刷できること。
- (2) 除雪車両の移動軌跡及び位置情報から稼働、休止及び除雪路線内外かの判定ができ、かつ集計できること。休止、除雪路線外についてアラートができること。
- (3) 雪寒道路における稼働実績の集計ができること。
- (4) GPS端末等から取得される除雪作業情報の新規登録及び修正ができること。
- (5) 機種、規格ごとに定められた時間当たりの作業単価を元に、予算の執行額、予算残額、除雪業者ごとの執行額を随時集計できること。
- (6) 機械別等の作業時間、除雪費の集計・統計機能を有すること。
- (7) 凍結防止剤使用袋数の登録ができること。

(日常業務管理機能)

第18条 日常業務管理機能は、以下のとおりとする。

- (1) 除雪車両のリアルタイムでの位置や移動軌跡、過去の移動軌跡情報を地図上に表示できること。
- (2) 積雪観測地の降積雪値について登録ができること。また、登録した情報より観測地、月、シーズンごとに集計できること。
- (3) 稼働日、機械、作業区分ごとに作業実績が閲覧・印刷できること。
- (4) 以下について地図と重ね閲覧できること。
 - ① 除雪車両の移動軌跡
 - ② 除雪路線
 - ③ 苦情要望発生地点
 - ④ 積雪観測地地点

(苦情要望管理機能)

第19条 苦情要望管理機能は、以下のとおりとする。

- (1) 除雪苦情要望について受付月日、受付者、住所、町会名、除雪種別、苦情内容、工区等が登録できること。
- (2) 除雪苦情要望の処理内容を登録できること。

(月次業務管理機能)

第20条 月次業務管理機能は以下のとおりとする。

- (1) 対象の月ごとに作業実績を集計できること。
- (2) 発注者が指定する除雪業者との締日に合わせ除雪業者の作業月報、請求書の閲覧・発行ができること。

(予算管理機能)

第21条 予算管理機能は以下のとおりとする。

- (1) 除雪費当初予算及び補正予算と日々変化する除雪作業に伴う支払予定額の対比ができること。
- (2) 指定した基準日における支出済みの経費及び支出見込みの経費を機械ごと及び工区ごとに集計できること。

(帳票)

第22条 システムから出力できる帳票は以下のとおりとする。なお、出力ファイル形式は編集が可能な形式又はPDF形式とし、区分については発注者の指示によること。

- (1) 報告書（日報、出来高内訳書）
- (2) 請求書
- (3) 予算執行状況表
- (4) 除雪額集計表（日別、月別、任意期間、除雪業者別）
- (5) 雪寒道路積算

(除雪管理システム管理に関する機能)

第23条 除雪管理システムに関する機能は以下のとおりとする。

- (1) 発注者が本システム運用に必要な各種マスタの設定ができること。
- (2) 管理者、発注者、除雪業者ごとに機能の制限が行えること。制限はユーザID、パスワードで管理できること。

(端末利用環境)

第24条 端末利用環境

除雪管理システムの端末利用環境は以下のとおりとする。

- (1) 推奨ブラウザは Microsoft InternetExplorer11 以上のブラウザで利用が可能であること。
また、各ブラウザについては、主要なブラウザのバージョンアップ等に対応できること。
- (2) インターネットに接続されており、ウェブブラウザから閲覧可能であること。
- (3) 利用台数に制限が無いこと。

(公開用システムに関する機能)

第25条 公開用システムに関する機能は以下のとおりとする。

- (1) 公開用システムはパソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧可能であること。

- (2) 推奨ブラウザは Microsoft InternetExplorer11 以上のブラウザで利用が可能であること。
また、各ブラウザについては、主要なブラウザのバージョンアップ等に対応できること。
- (3) インターネットに接続されており、ウェブブラウザから閲覧可能であること。
- (4) 利用台数に制限が無いこと。
- (5) 地図上に除雪車両の位置、車両軌跡発注者が本システム運用に必要な各種マスタの設定ができること。
- (6) 地域別の降雪情報が表示できること。

・除雪路線データ作成

第26条 除雪路線網図より、担当者・除雪機械毎に道路面構造化を行い、本システムで使用する除雪路線面データを作成するものとする。その仕様は下記のとおりとする。

- (1) 車道は、除雪路線網図等を基に担当路線車道部幅より両端5m程度拡幅した面データとする。
- (2) 歩道は、除雪路線網図等を基に担当路線歩道部もしくは除雪幅より両端5m程度拡幅した面データとする。

(その他マスタ設定 (構築時))

第27条 本システムにおいて以下の背景地図がシステムで利用できるようにすること。

また、除雪管理システムには業者、単価等のマスタについて設定すること。

システム名	地理院地図 又は Google Map	住宅地図
除雪管理システム	○	○
公開用システム	○	—

- (1) 国土地理院が提供している地理院地図の利用については、国土地理院コンテンツ利用規約によること。また、国土地理院への使用承認申請が必要な場合は受注者が行うこと。
- (2) ゼンリン住宅地図データ (Zmap-TOWNII_新庄市) をセットアップするものとする。
なお、ゼンリン住宅地図データは5年間使用料契約・6ライセンスの条件で調達すること。

・GPS 端末等導入

(GPS 端末)

第28条 GPS 端末については、リアルタイムでサーバへの位置情報を送信することができること。また、各端末の台数は以下のとおりである。GPS 端末は、市販製品及

び専用端末（自社開発製品）ともに可とする。

端末種類	G P S 端末
端末台数	1 2 7 台
予備機台数	5 台

（G P S 端末の補償・更新について）

第 2 9 条 G P S 端末の更新は以下のとおりとする。

G P S 端末に専用端末ではなく、スマートフォンを選定した場合は、導入年度から 5 年間のうち、全ての端末の機種更新を 1 回行うこと。

（周辺機器）

第 3 0 条 周辺機器は以下のとおりである。

- (1) G P S 端末取り付け用のシガーソケット接続ケーブル及び除雪車両に固定できる部品を準備すること。なお、シガーソケットが無い車両については、市道除雪業務委託契約時まで別途協議することとし、本業務の費用には含まないものとする。

（G P S 端末設定）

第 3 1 条 G P S 端末の機能は以下のとおりとする。

- (1) 位置情報取得、及びサーバへの位置情報送信ができること。
- (2) 除雪シーズン前に各 G P S 端末の稼働確認を行うこと。なお、著しくバッテリーの稼働時間が短いもの、動作不良の恐れがあるものは受注者の負担により交換すること。

（液晶テレビ）

第 3 2 条 液晶テレビの仕様は以下のとおりとする。

サイズは 5 0 インチ以上でフルハイビジョン対応、H D M I 入力端子を有していること。国内メーカーであること。

（ノートパソコン）

第 3 3 条 ノートパソコンの仕様は以下のとおりとする。

- (1) 液晶ディスプレイ用として H D M I 出力端子、フルハイビジョン対応のグラフィックカードを有しているノートパソコンを準備すること。
- (2) ノートパソコンについて、発注者が用意するインターネット回線を利用する場合は、発注者の指定する管理ソフト、ウイルス対策ソフト等のインストールを行うこと。ただし、インターネット回線環境を受注者で用意する場合は、この限りではない。

・クラウド環境構築

(サーバ環境構築)

第34条 本システムは、データセンターのクラウド上に置かれたサーバで稼働すること。
データセンターの機能等は以下のとおりとする。

- (1) 多重化構成で、大容量・高速なバックボーンによるインターネット接続環境を有すること。
- (2) 冗長構成のとれた電源設備を完備し、無停電電源装置と自家発電装置で停電時も無瞬断で電源を供給できること。
- (3) 各システムについて、一般的なインターネット通信環境においてストレス無く稼働できる能力を有すること。
- (4) データセンターへの通信については、セキュリティを考慮した仕組みがあること。

(品質及び性能)

第35条 除雪集計システム及び公開用システムにおける品質及び性能に関する保証値は、以下のとおりとする。

分類	内容	保証値	備考
品質	サービス稼働率	99.5%以上	
性能	地図スクロール時の応答時間	3秒以内	
HDD容量	HDD標準使用上限	60GB以上	
バックアップ	頻度	1回/1日以上	
	世代管理	7世代以上	
	バックアップ場所	データセンター内	

・システム運用支援

(計画準備・管理)

第36条 降雪シーズン前に運用支援体制、要員、日程、稼働する主要な機器等の点検について工程別に検討した上で、適切な作業計画の立案を行うものとする。

(システム障害対応)

第37条 本システムに障害が発生した場合は、直ちに障害対応作業を行える体制を用意し迅速に復旧処理を行うものとする。

障害復旧後は、担当職員に作業結果、原因の分析、再発防止策の策定について報告することとする。

(緊急連絡の設置)

第38条 本システムを利用する上で操作に関する疑問、除雪作業中に生じた障害等の不具合、その他障害が発生した場合の為に、連絡先を設けること。対応時間について、平日8時30分から17時のほかに夜間休日等に発生した緊急時の対応のために、別途緊急連絡先を設けること。

(操作研修)

第39条 本システムの操作方法に関しての操作研修を発注者向け及び除雪業者向けに年に各1回、本システム運用前に実施すること。

(除雪路線データの調整)

第40条 本システムの除雪路線データについて、システム稼働中の11月～3月の間に毎年1回更新を行い、システムに反映させること。

第3章 成果品

(納入成果物)

第41条 本業務における納入成果物は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 業務報告書 | 1式 |
| (2) 除雪管理システム | 1式 |
| (3) GPS端末 | 132台(予備機含む) |
| (4) 液晶テレビ | 1台 |
| (5) ノートパソコン | 1台 |
| (6) ゼンリン住宅地図データ | 1式 |
| (7) 職員研修用資料 | 1式 |
| (8) 操作説明書等 | 1式 |

第4章 その他

第42条 本業務において導入するGPS端末の使用期間については11月から3月までの5ヶ月間とする。次年度以降の保守点検業務については、4月から3月までの12ヶ月間とする。

第43条 本システムは、平成29年10月15日までに試験運用を開始させること。

試験運用前に必要なシステムの構築及びサーバ等の整備、全除雪車両へのGPS端末の配布を行う。試験運用期間は、既存運行記録と比較検証を行い、最低1ヶ月の総合試験運用を行うこと。

第44条 次年度以降の冬期間以外に災害等が発生した場合、その他有効活用の方法がある場合については、本システムを利用することとする。

第45条 本業務において導入する本システムとゼンリン住宅地図データに関しては、システムの使用権を与える契約内容とし、著作権を拘束するものではない。ただし、本業務において貸与した資料及び電子データの著作権は、発注者に帰属する。

第46条 本仕様書の各項目に記載なき事項および疑義が生じた場合は、発注者受注者協議のうえ、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

以上